

いま!  
知っておきたい

## オンデマンドKSゼミナール

建築士会CPD・建築CPD情報提供制度認定プログラム《各講座:1単位》

令和4年6月に建築物省エネ関連法が改正公布されました。

現在は改正法だけで、施行令・規則・告示は無く、詳細が決まってくるのは1年～3年後になります。

また、今回の改正は建築物省エネ法のみでの改正かと思ってしまうますが、実は**建築基準法の改正がたくさんあります。**

3年はあっという間です。「いま知っておきたい法改正」をぜひご覧ください。

【専門性・対象建築物・難易度・建築士試験】

専門性〔一般〕 対象建築物〔全般〕

難易度〔★〕 建築士試験〔参考〕

講師：佐藤 廣志

## その1

令和7年(2025年)に全ての建築物に省エネ義務化

32:10

2025年(令和7年)4月1日から、原則として全ての建築物に省エネ性能が義務化されます。

## その2

既存ストックの省エネ化促進のための公布後1年施行

31:54

2023年(令和5年)4月1日付けで、容積率・建蔽率・高さに係る許可対象が拡大しました。

## その3

木材化促進、既存ストック長寿命化推進のための公布後2年施行

33:24

2024年(令和6年)4月1日付けで、火熱遮断壁等による防火別棟扱いの運用が始まります。

## その4

公布後3年施行で、確認申請手続きが大幅に変わります。

33:40

2025年(令和7年)4月1日から、現行の四号特例廃止など確認申請手続きが大幅に変わります。

## その5

公布後3年施行で、構造規定や建築士の業務範囲も変わります。

36:57

2025年(令和7年)4月1日から、構造計算区分の変更、二級建築士の業務範囲が拡大します。

## その6

いま知っておきたい  
3年施行

35:02

2022年(令和4年)に公布された建築物省エネ法等の改正が、いよいよ2025年(令和7年)4月1日から全面施行になります。

**今回の3年施行で、確認申請等の手続きが大きく変わります。**

なお、法改正全体を見直したい方は、別途配信中の「いま知っておきたい法改正(その1～その5)」をご覧ください。

NEW

まずはKSクラブにご入会ください



※ KSクラブ会員は、視聴無料!  
※ 24時間、いつでもどこでも視聴OK!  
詳細は当社ホームページをご覧ください。